

告示

埼玉県告示第七百二十一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

イ ニー「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―「ニ―（ピペリジン）―イル）エチル」―*H*―ベンゾ「*d*」イミダゾール（通称名 *Etonitazepine*、*N*―*Piperidinyl Etonitazene*）及びその塩類

ロ （二*R*・三*R*）―ニ―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン、（二*S*・三*S*）―ニ―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン（通称名三―*CPM*、三―*Chlorophenmetrazine*）及びその塩類

ハ *N*―（アダマンタン―イル）―「（四―フルオロブチル）―*H*―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称名四*F*―*ABINACA*、四*F*―*ABUTINACA*）及びその塩類

二 効力発生の日

令和五年六月二十二日